

国王及び使臣人等に賞賜せる各項は、謹んで定例を査照し、分晰して單を開し、恭しく御覽に呈す。

伏して命の下るを候<sup>す</sup>ち、各該衙門に行文して移取せしめ、午門の前に在りて頒給す。所有の国王に賞賜せる各物は、臣が部より来使に発交して該国王に行文し祇<sup>うけ</sup>んで領<sup>うけ</sup>らしむ。国王に賜う所の物件の数目は、例に照らして内閣に開送して勅書に撰入し、来使に交して敬謹に齎<sup>もち</sup>回せしむ。該国使臣、起程の時、例に照らして臣が部に在りて筵宴すること二次、其れをして回国せしめ、其の使臣、回りにて福建省城に至りて応に再た筵宴すること一次にして、該撫に行令して遵辦せしむべし。臣等未だ敢えて擅便せず。謹んで題し、旨を請う。

注\*本文書の咨覆は「七七〇四」である。なお、本文書は目録では単一の文書として扱っているが次の「七四〇七」の付文にあたるものか。

## 2-74-07

礼部より琉球国中山王尚穆あて、乾隆五十一年の進貢使翁秉儀等への例賞の頒賜並びに筵宴について通知する旨の咨文

(乾隆五十三《一七八八》、二、□)

礼部、知照の事の為にす。

主客司案呈す。頒賞の事の為にす。

礼科の抄出せるところの、本部の具題せる琉球国王、進貢の員役に賞せる緞疋等の物の一疏は、乾隆五十三年正月二十二日に於て具題し、本月二十四日、旨を奉じたるに、議に依れ、とあり。此れを欽めり。欽遵して部に到る。茲に二月初一日に於て、本部に在りて恩宴すること二次にして、初二日、午門の前に在りて綢緞・絹布等の物を頒賞したれば、相い応に琉球国王に移咨すれば可なるべし。

須らく咨に至るべき者なり。

右、琉球国王に咨す

乾隆五十三年（一七八八）二月 日

注\*本文書は目録では単一の文書として扱っているが「七四〇六」の本文にあたるものか。本文書の咨覆は「七七〇四」である。

## 2-74-08

礼部より琉球国中山王尚穆あて、乾隆五十一年の進貢使翁秉儀等への格外の宴賞、加賞並びに賞賜について通知する旨の咨文（乾隆五十三《一七八八》、二、□）

礼部、知照の事の為にす。

主客司案呈す。査するに、琉球国の進貢使臣京に來たれば、例

に照らして宴賞するを除くの外、所有の格外に宴賞するの処は、相い応に開列し、琉球国王に移咨すれば可なるべし。

須らく咨に至るべき者なり。

計開す

乾隆五十二年十二月二十一日、皇上、瀛台に詣る。琉球国の使臣、西華門外に在りて天顔を瞻仰し、賞飯され並びに克食を賜う。

三十日、使臣、保和殿に在りて入宴し、卓張を賞賜せらる。

乾隆五十三年正月初一日、使臣、太和殿に在りて元日行礼す。

初九日、使臣、紫光閣に在りて入宴す。正使に、錦緞三疋・漳絨三疋・小卷八糸緞五疋・小卷五糸緞五疋・花大荷包一對・小荷包八個を加賞す。副使に、錦緞一疋・漳絨一疋・小卷八糸緞三疋・小卷五糸緞三疋・花大荷包一對・小荷包四個を賞す。

初十日、皇上、円明園に幸す。使臣、西華門外に赴きて聖駕を迎送す。

十二日、使臣、円明園に赴き、山高水長の大蒙古包にて入宴し、卓張を賞賜せらる。

十三日、山高水長にて花灯・烟火を賞看し、克食・菓盒・元宵を賜る。

十四日、山高水長にて花灯・烟火を賞看し、克食・菓盒・元宵を賜る。

十五日早晨、正大光明殿にて入宴し、下午、山高水長に在りて花灯・烟火を賞看し、克食を賜る。同日、命を承け、七言律詩二

首を恭進す。

十六日黎明、進呈す。正使に大緞一疋・筆五枝・墨五錠・箋紙一卷を賞し、副使に大緞一疋・筆十枝・墨十錠・箋紙二巻を賞す。

十九日、山高水長にて花灯・烟火を賞看し、克食を賜る。仍お随いで慶豊園に入り、灯戯を賞看し、克食を賜る。

右、琉球国王に咨す

乾隆五十三年（一七八八）二月 日

注\*本文書の咨覆は「七七〇五」である。

(1) 瀛台 北京の西苑の太液池のなかにある宮室。夏の間、皇帝がここで政務を執ることもあった。

(2) 西華門 紫禁城の西門。紫禁城は正門にあたる午門、北の神武門、東の東華門、西の西華門があった。

(3) 卓張 卓張とも。テーブル料理。

(4) 太和殿 紫禁城内の宮殿の一つ。宮城内で最大の建築物。現在の建物は康熙三十四年（一六九五）重建。即位の式典や朝賀の礼（元旦）、万寿節（皇帝の誕生日）など国家の重要行事の多くが行われた。

(5) 花大荷包 花模様のついた大型の袋物。

(6) 大蒙古包 「包」は蒙古人の移動式の居住テント。円明園のなかの山高水長で、蒙古式のテントを設置して宴をもよおしたことは、乾隆五十一年の正議大夫阮廷宝の家譜にも出てくる（『家譜』一八四頁）。

(7) 花灯 元宵節に飾られる提灯。

(8) 賞看（皇帝の）命を受けて鑑賞する。

(9) 元宵 餡入りだんご。旧暦正月十五日の元宵節の日に食す。

(10) 七言律詩 このときの副使阮廷宝の家譜には「上元賜宴賞灯奉  
旨恭紀 聖恩二首」と題して次の詩がある。「彈丸海島細微臣  
元夜随班沐 帝仁玉殿伝柑頒 御宴金門掛綵賞 王春繞林烟火  
輝天上滿砌歌声奏 紫宸瞻仰 龍顏惟咫尺渾身徧洽 聖恩新」  
「上元御苑賜華筵 玉輅龍旂出日辺扈 駕王公盈殿下献芹遠价侍  
階前灯聯火樹銀花燦歌舞覽裳彩色鮮中外臣僚承 寵異昇平共祝  
万斯季」(『家譜(一)』一八四頁)。

## 2-74-09

礼部より琉球国中山王尚穆あて、病故した乾隆五十一年の使  
臣阮廷宝への処遇並びに埋葬費用の支給の上奏文について通  
知する咨文(付 上奏文)(乾隆五十三《一七八八》、三、四)

## (付文)

乾隆五十三年二月二十九日、内閣の抄出あり。

山東巡撫臣覺羅長麟、跪きて奏す。琉球国の副使、途に在りて  
病故し、恭摺して奏聞する事の為にす。

窃かにおもひに、臣、本月十九日に於て署平原県知県金鳳彩の  
稟に接拠するに報ずらく、琉球国の使臣、進貢して回国す。十八  
日に於て該県地方に住宿するに、副使阮廷宝、陡かに喉閉病症を  
患う有り。十九日辰の刻に於て病故す、等の情あり。此れを拠け  
たり。臣、当即ちに署濟南府知府張方理に飭委し、馳せて該県に  
赴かしめ、福建委員の署邵武府同知樊晋及び東省接護の泰安府通

判宋聖凶等と会同し、正使翁秉儀の通事陳天龍並びに該国の医生  
稻福・副使の家丁薛續章等を詢拠したるに、僉称すらく、該副使  
阮廷宝は二月十八日酉の刻に於て行きて平原県腰站到抵り、喉痛  
を声称して当即ちに就寝す。三更に至るに迫ひて、病勢較重けれ  
ば、医生稻福の診視を経たるに、喉閉急症を患うに係る。携帶せ  
る紫金錠を用て調服するも効せず、十九日辰の時に病故せり。並  
びに近きに就きて埋葬せんことを請う、各等の語あり。

臣查するに、琉球国は遠く海洋を隔てるも、忱を抒べて入貢  
す。今、副使阮廷宝、途に在りて病故す。正使翁秉儀等、近きに  
就きて埋葬するを願請するに拠ると雖も、但だ外国使臣、途に在  
りて病故するを以て、若し其れをして柩を携えて帰国せしめざれ  
ば、以て皇上の遠人を加恵し、外藩を優恤するの至意を仰体する  
無きに似たり。臣、当即ちに該署府張方理に飭令して妥く棺殮を  
備え、沿途にて夫を撥して擡送し台庄に至りて下船せしめ、並び  
に皇仁を宣播して葬費銀五百兩を賞給す。該正使翁秉儀等、感激  
して山呼し、闕を望みて叩頭し、祇んで領り、前進し訖れり。江  
蘇・浙江・福建の各撫臣に咨明して查照するを除くの外、理とし  
て合に恭摺して奏聞すべし。伏して皇上の叡鑑を乞う。謹んで奏  
す。

## (本文)

礼部、知照の事の為にす。